

刑事施設について



法務省矯正局
成人矯正課

刑事施設とは？

Q: 刑事施設とは何ですか？

刑務所、少年刑務所及び拘置所のことです。

Q: 刑務所と少年刑務所は何をするところですか？

主として、受刑者を収容し処遇を行う施設です。

Q: 拘置所は何をするところですか？

主として、刑事裁判が確定していない未決拘禁者（刑事被告人等）を収容する施設です。

Q: 刑事施設はどこの役所に所属するの？

法務省矯正局です。

刑事施設とは？

Q: 受刑者って何？

懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者のことです。

懲役刑：刑務作業が科せられる刑（1月以上）

禁錮刑：刑務作業が科せられない刑（1月以上）

拘留刑：刑務作業が科せられない刑（30日未満）

Q: 刑事施設には、受刑者以外も収容されているの？

刑事被告人、労役場留置者など他の刑事手続による被収容者もいます。

刑事施設とは？

Q: どのような犯罪で収容されているの？

平成17年の新受刑者では、多い方から次のとおり
窃盗(29. 9%)、覚せい剤取締法(21. 2%)
詐欺(7. 1%)、道路交通法(6. 2%)、強盗(4. 7%)

Q: 現在の収容状況は？

平成17年12月31において、

被収容者全員では、79, 055名

受刑者だけに限れば、67, 423名となっています。

現在、刑事施設の収容数は急増する傾向にあり、
収容率100%を超えている施設が多数あります。

刑事施設とは？

Q: 釈放にはどのようなものがあるの？

釈放事由は、主として仮釈放と満期釈放のふたつです。

・仮釈放

刑期の満了前に一定の条件の下で仮に釈放すること。

・満期釈放

刑期の満了に伴って釈放すること。

Q: 満期釈放、仮釈放となる人数は？

平成17年における数値は、

釈放者総数 30, 037名

満期釈放 13, 605名

仮釈放 16, 420名

その他 12名（国際受刑者移送対象者）

矯正の組織

矯正局

刑事施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院を所管

法務省矯正局

矯正管区

全国8管区

高等裁判所管轄と同一

矯正管区

矯正管区

矯正管区

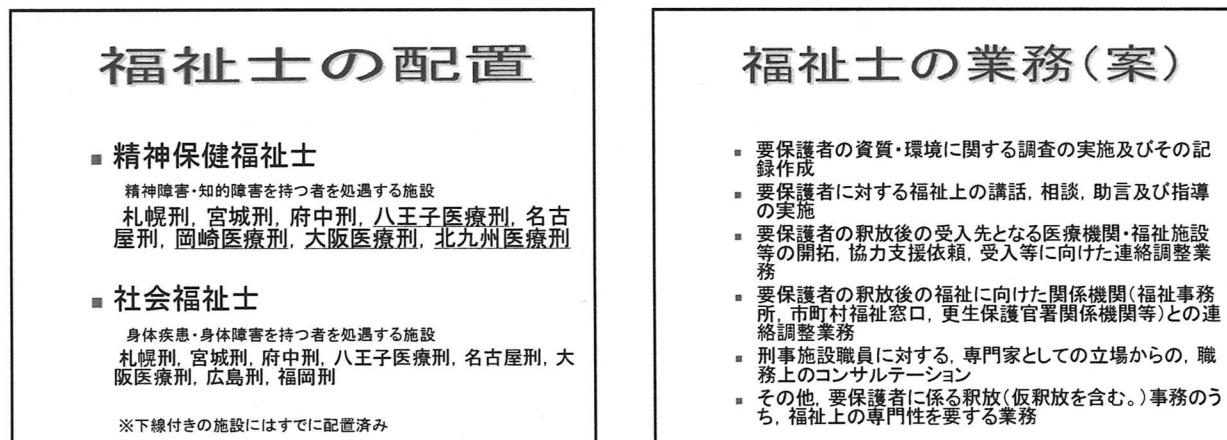
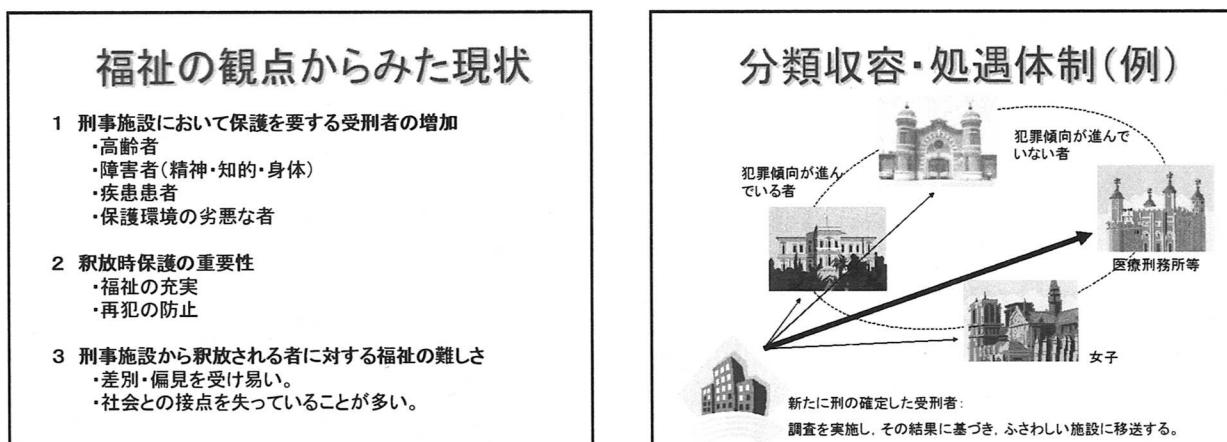
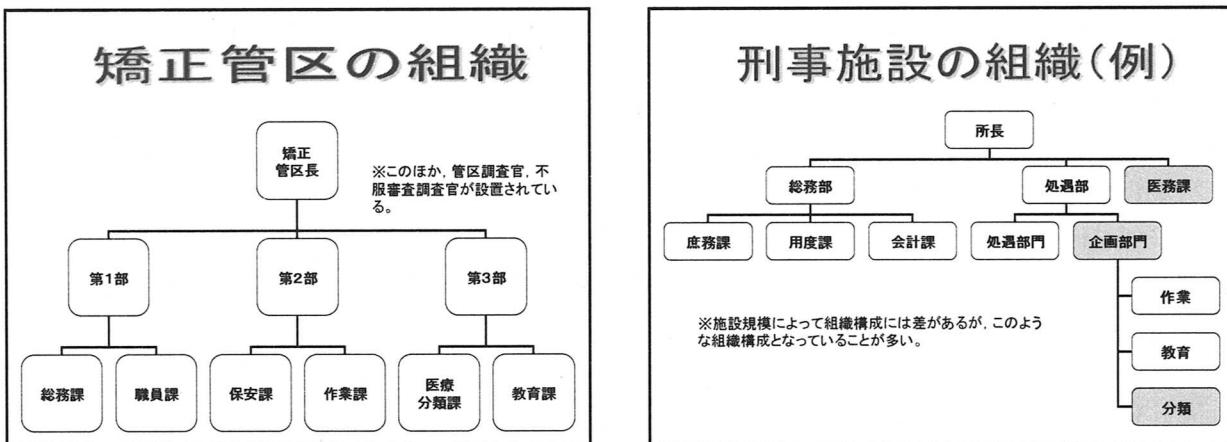
刑事施設

全国75施設

刑事施設
少年院
少年鑑別所

刑事施設
少年院
少年鑑別所

刑事施設
少年院
少年鑑別所



福祉士の配置に当たって

■ 身分

国家公務員(非常勤)。国家公務員(非常勤)としての権利・義務を持つ(守秘義務その他)。

■ 導入時、所定の研修を予定

矯正実務全般、実施業務の概要、警備・保安上の措置、その他について、配置施設での研修を受ける。